

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年三月十八日奈良県指令建第一〇八一―一六号

令和四年五月九日奈良県指令建第一〇八一―一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月十八日建第九九五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市忍海二七九番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字市尾一一五―一

山岸一平

一 許可番号

令和四年一月三十一日奈良県指令建第一〇八一―〇九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月二十日建第九九五四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月二十日建第五七四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市勝根一七九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市勝根一九三番地一

黒川福雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 葛城市勝根一七九番一の一部